

[件 名]

「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門
家会議の中間取りまとめを踏まえた環境省における当面の施策の方向性(案)」に関す
る意見

[意 見]

- ・該当箇所：(3) 福島県の県民調査「甲状腺検査」の充実
(4) リスクコミュニケーション事業の継続・充実

- ・意見内容：(3)の福島県民の将来の安心を確保するため、福島県民の健康調査「甲
状腺検査」について、甲状腺がんの増加の有無に関する科学的知見を得
られるようなものとして充実させるべきとあるが、福島県民だけでなく、「汚
染状況重点地域」を含めた福島近隣県の充実を図るべきである。
(4)の「福島県近隣県の自治体による個別の相談や放射線に対するリ
スクコミュニケーションの取り組みについて、一層の支援すべきである」とあ
るが、市民からの要望については、様々なものが寄せられているので、そ
のリスクコミュニケーション事業の継続・充実ができるように、国が柔軟かつ
綿密に対応できる措置を早急に構築すべきである。

- ・理 由：原子力発電所事故による被害については、「汚染状況重点地域」の住民
にも少なからずとも影響があるということを国が認め、「汚染状況重点地域」
とし指定しているので、国が責任をもって、「汚染状況重点地域」に指定さ
れた近隣県を含めた県民の将来の安全を確保するよう、甲状腺検査等の
健康調査や検査等の措置等を講ずるべきであると考えため。

【提 出 先】

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省総合環境政策局環境保健部放射線健康管理担当参事官室 健康管理担当